

秋田市告示第148号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第2項の規定に基づき、指定避難所の指定を次のとおり取り消したので、同項の規定により告示する。

令和8年4月1日

秋田市長 沼谷 純

指定避難所

名称 大森山老人と子どもの家  
所在地 秋田市浜田字出小屋333番地1  
収容人数 250人